

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

大東市地域ぐるみの産業づくりによる雇用拡大計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大東市

3 地域再生計画の区域

大東市の全域

4 地域再生計画の目標

大東市は、大阪府の東部、河内地方のほぼ中央に位置し、東西約 7.5km、南北約 4.1km、総面積約 18.27 平方 km という比較的狭い地域ではあるが、およそ 13 万人もの市民が暮らしている。大阪市内及び京都府南部方面へは、JR 片町線で結ばれ、道路については市の中央を南北に大阪外環状線（国道 170 号）、東西に府道大阪生駒線が走っており、交通の便にたいへん恵まれている地域である。

基幹産業である製造業においては、電気機器をはじめ、機械・金属、プラスチックなどが盛んで、人に優しい樹脂素材や医療用具としての人工義肢の開発などを手がける先端的な企業も存在している。

しかしながら、近年、右肩上がりの急激な経済成長が期待できない状況が続いており、本市内の製造業をはじめとする産業活力が低下している。本市の基幹産業の衰退は、長期的にまち全体の活力低下を招く恐れがあることから、早急に何らかの対策を講じる必要がある。

こうしたなか、地域のポテンシャルであるものづくり産業の活力を取り戻すため、平成 14 年 2 月 18 日に、本市と地元の大学である大阪産業大学、それに大東商工会議所の 3 者が、産学官連携のための基本協定を締結し、幅広い事業展開を行っている。具体的には「10 のプロジェクト」と題し、インキュベーション施設の整備、インキュベーションマネージャー、ビジネスプロモーターの配置、企業支援データベースの構築、産学交流セミナーなどを実施しており、こうした地域での地道な活動が功を奏し、少しずつではあるが、本市内の各企業では第二創業、経営の拡大等の成果が出始めている。また、こうした取組みは、企業側の雇用意欲にも波及し、失業率も徐々に回復してきている。

しかし、近畿圏の失業率は全国平均以上の悪い数値を示しており、雇用や就労への対策は依然予断を許さない状況が続いている。本市においても、製造業、商業ともに業況の改善が見られ、雇用する意欲も生まれてきているが、実際の就労には結びついていない現状となっている。これは、雇用者側と求職者側のミスマ

ッチが大きな原因であるため、求職者のスキルアップとマッチングへの努力が今後の取組みの重要課題と考えている。

こうした背景の中、本市では、「安定した雇用や就労は、日常生活を送るための基本」であるとの方針を打ち立て、雇用や就労の対策が次なる大きな課題であると睨み、まずはこうした対策の推進体制を整えるため、平成 17 年 11 月 18 日に産業活性化対策と雇用機会増大対策の両者を目的に、単に行政区域にとらわれることなく、広域的に産と学と官が連携し、情報を共有し合い、大阪東部の製造業集積に厚みを持たせる役割を担う「大東市産業活性化推進協議会」を立ち上げている。また、厚生労働省の地域創業助成制度において地域重点分野の申請を行い、平成 18 年 1 月 1 日から本市の地域特性である製造業分野での新たな雇用創出を支援するための環境整備を図ったところである。

さらに本市は、平成 18 年 3 月に、「大東市生活核都市・先端産業都市形成特区」が認定を受けており、大阪産業大学とともに産学連携に基づく新産業創出や地元産業の IT 活性化だけでなく、地域住民の雇用促進を狙った事業を展開することとしている。

このような産業振興対策分野の取組みと同様に、雇用就労対策の分野についても、産学官連携の体制を取入れ、様々な制度を有機的に活用し、回復の兆しを見せている産業界の動きと連動して雇用問題を解決できるような取組みを実施していくことが大切であると考えている。

については、本計画に基づく地域提案型雇用創造促進事業を活用するとともに、ものづくり企業等を支援する本市独自の施策や産学官連携プロジェクト、さらには認定を受けた特区制度の活用など、複数の事業を実施することによる相乗効果によって、本市の産業振興上の弱点である創業や就労の人材育成面をカバーし、地域経済活性化の仕組みを確立し、第 4 次大東市総合計画で掲げる「自立した先端産業都市の創生」を目指す。

〔目標数値〕

	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末
雇用創出数	54 人	125 人	206 人
新規創業数	1	3	5

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

大阪都心まで鉄道で 15 分、製造業の集積、大阪産業大学の存在という立地条件・ポテンシャルを活かしながら、国の多様な支援の活用、市独自の施策、産学官連携の取組を有機的に活用し、量的拡大と産業構造革新などの創業支援、技術革新、技術開発共同化、販路拡大などの経営支援、人的資源を集積するための人材支援を図り、「ものづくり産業における人材の育成・確保」と「商業・サービス業における創業人材の育成・確保」を図る。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業
該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（厚生労働省）：【C0901】

（1）ものづくり産業における人材の育成・確保

「大東のものづくり物語」作成事業

本市のものづくりに関心を向けるために、産業実績等を物語風にした冊子を作成し、高校生や大学生の就職セミナーに活用する。

ものづくりスキルアップ講習事業

市内の「ものづくり企業」が求人に際し要望の強い技能のうち、一般的な講座等で取得が困難な「旋盤技術」「フライス盤技術」「溶接技術」の取得講座を実施する。

求人企業合同面接会開催事業

市内ものづくり求人企業の合同面接会を開催し、ものづくり産業における人材の確保を図る。

（2）商業・サービス業の創業人材の育成・確保

サービス産業創業セミナー事業

商業、サービス業の創業希望者を対象に人事管理、マーケティング等のセミナーを行い、雇用創出に結びつける。

（3）その他

ホームページの開設による情報発信事業

市内企業の求人情報や協議会事業などの紹介を行うホームページを開設する。

5 - 3 - 2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

（1）ものづくり企業を支援する施策（本市独自施策）

ビジネスインキュベータ設置事業

創業3年以内の企業を対象に低額での貸し事務所の場を提供し、インキュベーションマネージャーによる事業計画への助言、企業間連携への支援、大阪産業大学との共同研究支援、販路拡大などの業務を実施する。

ビジネスプロモーター配置事業

ビジネスプロモーターが製造業を中心に企業訪問し、経営革新、技術革新、販路拡大、企業連携、公的支援制度の活用情報提供などを実施する。

ものづくりデータベース運営事業

市内ものづくり企業の企業情報・技術情報をデータベース化し、インタ

ーネット上で公開することによって市内企業の特徴ある力を発信する。
ものづくり地域的バックアップ形成事業

ものづくりを地域的にバックアップできるよう、市民と事業所の交流を進める。また、事業者が学校に出向きものづくりの魅力を生徒に語る「ものづくり出前講座」を実施する。

(2) 商業・サービス業を支援する施策(本市独自施策)

「(仮称)創業支援センター」設置事業

これまでの商業・サービス業に加え、食育などの新たな生活関連サービス分野で新規創業を行う者を対象に、チャレンジショップを提供するとともに、創業相談体制を構築する。

創業アドバイザー配置事業

創業アドバイザーを配置し、ビジネスプランの作成支援や、商品開発への支援、商品・サービス・業態の革新を支援するとともに、ビジネスプロモーターと連携し、市内ものづくり産業とのマッチングを行い、域内産業連関を作り出す。

(3) 産学官連携プロジェクト

大東市産業活性化推進協議会の設置

平成17年11月、本市・大阪産業大学・大東市商工会議所の3者による「大東市産業活性化推進協議会」を設置したところである。それぞれの役割を活かした施策推進体制の強化、連携事業の実施により、本市産業全体の活力を高めるきめ細やかな支援や人材育成など将来を見据えた幅広い施策を展開するとともに、雇用機会増大効果を高める事業を実施し、市内雇用構造の改善を図る。

地域創業助成金制度の地域重点分野設定

平成18年1月に、地域創業助成金制度において国が指定するサービスの分野に加えて、金属製品製造業、一般機械器具製造業、その他製造業の3分野が地域重点分野として設定されたところであり、創業経費や雇入経費について民間企業へ助成することにより、地域雇用創造の核となる産業における新たな雇用創出を支援する。

(4) 構造改革特区制度活用プロジェクト

平成18年3月に、「大東市生活核都市・先端産業都市形成特区」が認定された。修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業、修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業の特定事業を活用し、受入主体である大阪産業と連携し、産学連携に基づく新産業創出、地元企業のIT活性化、地域住民の雇用促進を図る。

6 計画期間

平成18年7月3日から平成21年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

毎年度、4に示す目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、本市、大阪産業大学、大東市商工会議所で構成する「大東市産業活性化推進協議会」において、雇用・就労の達成度について評価、検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

この地域再生計画は、平成18年度当初の段階に基づき策定するものであり、社会状況の変化等に的確に対応するため、変更や見直しも想定し、弾力的な運用を図る。